

## 東灘・コミコミ活動助成要綱

### (趣旨・目的)

第1条 この要綱は、住民主体のまちづくりを進めるため東灘区民自ら企画・提案し、実施する東灘区内における住民相互のコミュニケーションの育成や地域のコミュニティの活性化などに資する地域活動（以下「コミコミづくり活動」という。）及びコミコミづくり活動の企画を今後実践していくための準備活動（以下「はじめの一步活動」という。）に対して、それに要する経費の一部を予算の範囲内で助成する（以下「助成」という。）ことに関し、地方自治法（昭和22年法律第67号）、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）、神戸市補助金等の交付に関する規則（平成27年3月神戸市規則第38号。以下「補助金規則」という。）に定めがあるもののほか、当該助成金等の交付等に関して必要な事項を定めることを目的とする。

### (助成対象団体)

第2条 助成の対象となる団体は、次に掲げる要件を全て満たすものとする。

- (1) 企画した活動を終了まで責任をもって遂行し、助成期間満了後も活動継続できる団体及び実行組織であり、東灘区内に活動拠点をおくもの
- (2) 暴力団等反社会的勢力若しくはその構成員の統制の下にある団体でないもの

### (助成対象活動)

第3条 助成対象となるコミコミづくり活動は次に掲げる要件を全て満たすものとする。

- (1) 東灘区内の地域課題の具体的な解決や地域の活性化をテーマとした活動であること。
- (2) 団体が東灘区内で自ら企画し、かつ実施する活動で、別に定める期間に実施される活動であること。
- (3) 活動場所が東灘区内であり、東灘区民を対象に行う活動であること。
- (4) 新たに受けようとする助成に係る活動は、概ね活動開始から2年以内の活動初期のものであること。
- (5) 次条の助成期間の始期の前日から起算して3年以内（以下この号において「過去3年以内」という。）にこの要綱（改正前のこの要綱を含む。）による助成を受けた団体が行う活動である場合は、過去3年以内に助成を受けた活動と同一のテーマに係る活動であること。
- (6) 営利目的とした活動、宗教的活動、政治的活動のいずれでもないこと。
- (7) 活動資金が助成金のみでないこと。
- (8) 助成額の大半が委託費でないこと。
- (9) 活動に必要な行事保険に加入するものであること。
- (10) 神戸市又は神戸市の外郭団体による他の支援制度では実現できない活動であること。
- (11) 神戸市のマスタープラン等の基本計画に反する活動でないこと。
- (12) 前各号に掲げるほか助成にふさわしくない活動でないこと。

2 助成対象となるはじめの一步活動は、次に掲げる要件を全て満たすものとする。

- (1) 過去に初めの一步活動の助成を受けていないこと。
- (2) 前項第1号から第4号及び第6号から第12号の要件を全て満たすこと。

### (助成期間)

第4条 この要綱に定める助成の期間は、4月1日から翌年の3月31日までとする。

### (助成金の内容)

第5条 前条の期間における助成金の限度額は、総活動費の範囲内で次の各号に掲げる金額を上限とする。

- (1) コミコミづくり活動において、採択初年度の申請時に助成期間3年を希望した場合は、採択初年度は30万円、同一活動に対して2年度目、3年度目は、それぞれ初年度助成金額の $\frac{3}{4}$ 、 $\frac{1}{2}$ とする。
- (2) コミコミづくり活動において、採択初年度の申請時に助成期間5年を希望した場合は、採択初年度は25万円、同一活動に対して2年度目から4年度目、5年度目は、それぞれ初年度助成金額の $\frac{1}{2}$ 、 $\frac{1}{5}$ とする。

(3) はじめの一步活動は3万円。ただし、助成は1団体あたり1回限りとする。

#### (助成対象範囲)

第6条 助成対象経費のうち、次の各号に掲げるものは、助成の対象から除外する。

- (1) 食料費、打ち上げ、レセプション等にかかるもの
- (2) 団体構成員の人件費及び報酬
- (3) 領収書及び領収書の但し書きがない等使途が不明のもの
- (4) 第3条第2号に基づき区長が別に定める活動の期間外に実施される活動に対する経費
- (5) 活動に直接的には関係のない、団体の経常的業務に関する経費
- (6) 団体の備品となるもの
- (7) 合理的でない使途に係る経費と認められるもの
- (8) その他区長が適当と認めないもの

#### (申請の手続き)

第7条 助成を受けようとする団体は、補助金規則第5条第1項に基づき助成金の交付を申請するときは、別に定める募集期間に、次に掲げる書類により区長に提出しなければならない。

- (1) 助成金交付申請書(様式第1号)
- (2) 団体概要(様式第2号)
- (3) 活動企画書(様式第3号)
- (4) 収支予算書(様式第4号)
- (5) 暴力団等反社会的勢力でないことの表明・確約・同意書(様式第5号)

#### (要件審査)

第8条 区長は、審査案件について、書面による審査を行い第3条各号の要件に明らかに該当しない場合は、助成金不交付決定通知を申請団体に対して行うものとする。

#### (企画審査委員会)

第9条 区長は、申請された活動の企画内容を審査するため、東灘・コミコミ活動助成企画審査委員会(以下「審査会」という)を設置することができる。

#### (助成金交付予定額の決定)

第10条 区長は、申請案件について、助成の採否及び助成金の予定額を決定し、その結果を書面で申請団体に通知する。

- 2 前項の場合において、区長は審査会の意見を尊重しなければならない。
- 3 第1項の場合において、区長は助成金の交付の目的を達するために必要な条件を付し、又はこれを変更することができる。
- 4 審査会は、以下の審査を行う。
  - (1) コミコミづくり活動については、申請書類及び公開企画提案会での提案説明により審査を行う。ただし、応募企画が多数の場合、又は、明らかに公益性や効果などが低いと考えられる企画があるなど、審査会が不適正と判断した場合は、公開提案会に先立ち、書面のみによる審査で助成不採択とすることがある。
  - (2) はじめの一步活動については、書面による審査を行う。
- 5 審査会は、以下の点を総合的に考慮して審査する。  
地域貢献性・効果・継続性・自立性・実現性

#### (活動の変更等)

第11条 前条により助成金の交付の決定を受けた者(以下「助成決定団体」という。)は、当該決定に係る申請の内容に変更がある場合には、あらかじめ計画変更申請書を区長に提出し承認を得なければならない

ない。

(活動報告書の提出)

第 12 条 助成決定団体は、活動終了後、1 か月以内に必要書類を添えて、速やかに必要書類を添えて活動報告書を提出するものとする。

(助成金の交付)

第 13 条 区長は、前条の活動報告書を審査のうえ、助成金の金額及び交付を決定し、助成金交付額確定通知書により通知するものとする。ただし、区長が必要と認める場合は助成金交付額確定通知書の金額を第 10 条第 1 項の金額から減額修正することができる。

2 助成決定団体は、助成金交付額確定通知書受領後、同通知書で指定された期日までに請求書を提出するものとする。

3 区長は、助成金交付額決定通知を受けた団体の助成金交付請求書による請求を受けて助成金を支払うものとする。

4 前 3 項の規定にかかわらず、コミコミづくり活動については、区長が必要と認める場合は、活動終了までに助成金交付予定金額の 2/3 を上限に一部助成金を支払うことができる。

5 前項の助成金を受けようとするものは助成金概算交付申請書を提出するものとする。

6 区長は、前項の助成金概算交付申請書を審査のうえ、助成金概算交付金の金額を決定し、助成金概算交付額確定通知書により通知するものとする。

(活動の評価・調査等)

第 14 条 区長は必要と認めるときは、申請団体に対して、申請に係る活動の関係資料の提出及び説明を求め、調査を行うことができる。

2 区長は、前項の調査等により、申請に係る活動の評価を行うとともに、不適当な事項を発見した場合には、必要な是正措置を求めることができる。

(助成金の取消等)

第 15 条 区長は、助成金の交付又は予定額決定通知若しくは交付額確定通知を受けた団体が次のいずれかに該当する場合は、助成金の予定額又は確定額の一部若しくは全部を取り消し、既に交付があった助成金の一部又は全部の返還を命じることができる。

(1) 助成金の申請に関して虚偽又は不正の事実があるとき

(2) 助成金を助成対象活動以外に使用したとき

(3) 助成金交付の条件その他この要綱の規定に違反したとき

(4) 前条の調査又は措置要求に従わないとき

(5) その他区長が助成金を交付するに適しないと認めたとき

(補足)

第 16 条 この要綱に定めるもののほか、助成に関して必要な事項は区長が定める。

(施行細目の委任)

第 17 条 この要綱の施行に関し必要な事項は、区長が定める。

附 則

1 この要綱は平成 15 年 6 月 1 日より施行する。

附 則

1 この要綱は平成 16 年 4 月 1 日より施行する。

附 則

1 この要綱は平成 17 年 4 月 1 日より施行する。

附 則

- 1 この要綱は平成 18 年 4 月 1 日より施行する。

附 則

- 1 この要綱は平成 22 年 4 月 1 日より施行する。

附 則

- 1 この要綱は平成 22 年 12 月 16 日より施行する。

附 則

- 1 この要綱は平成 26 年 4 月 1 日より施行する。

附 則

- 1 この要綱は平成 28 年 2 月 1 日より施行する。
- 2 改正後の第 5 条は、平成 28 年度に新たに採択された活動から適用する。

附 則

- 1 この要綱は平成 30 年 4 月 1 日より施行する。

附 則

- 1 この要綱は平成 31 年 2 月 18 日より施行する。

附 則

- 1 この要綱は令和 2 年 2 月 21 日より施行する。

附 則

- 1 この要綱は令和 3 年 2 月 22 日より施行する。